重要説明事項

（指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービス）
（令和　７　年　６　月　25　日現在）

お客さまに対する居宅サービス又は指定介護予防サービスの提供の開始にあたり、厚生省令第３７号第１２５条に基づいて、当事業者がお客さまに説明すべき事項は次のとおりです。

１．事業者

事業者の名称	社会福祉法人　永寿福祉会
事業者の所在地	大阪市平野区喜連２－２－４０
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長　村田　聡
電話番号	０６－６７９０－６６６６

２．ご利用施設

施設の名称	永寿特別養護老人ホーム
施設の所在地	大阪市平野区瓜破南１－２－１１
施設長名	鹿島　基晴
電話番号	０６－６７６０-５０７０
ファクシミリ番号	０６－６７６０-５０７３

３．ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	大阪市の事業者指定		利用定数	大阪市基準該当サービス
	指定年月日	指定番号		
特別養護老人ホーム	H12年11月1日	第2775800705号	180人	該当
短期入所生活介護	H 12年11月1日	第2775800705号	20人	該当
通　所　介　護	H 12年11月1日	第2775800671号	30人	該当
介護予防短期入所生活介護	H 18年4月１日	第2775800705号	20人	該当
介護予防型通所サービス	H 29年４月１日	第2775800671号	30人	該当

４．事業の目的と運営の方針

（短期入所生活介護）

事業の目的	この事業は、介護保険法等関係法令に従い、短期入所生活介護計画に基づいて、お客さまが可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。
施設運営の方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上必要な援助及び機能訓練を行う。

（介護予防短期入所生活介護）

事業の目的	この事業は、介護保険法等関係法令に従い、介護予防短期入所生活介護計画に基づいて、お客さまが可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援を行う。
施設運営の方針	要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上必要な援助及び機能訓練を行う。

５．施設の概要

（1）敷地及び建物（永寿特別養護老人ホームと併用）

敷地		３９６６．４２㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造階建（耐火建築）
	延べ床面積	７９０２．７７㎡
	利用定員	２００名（施設入所　１８０名　,短期入所　２０名）

（2）居室

居室の種類	室　数	面　積	1人あたりの面積	備　考
個室	60室	16.9㎡	16.9㎡	従来型個室
２人部屋	0室			多床室対応
３人部屋	0室			多床室対応
４人部屋	35室	47.2㎡	11.8㎡	多床室対応

各部屋の配置ならびに構造については、別添のパンフレットを参照してください。

（3）その他主な設備（特別養護老人ホームと共用）

設備の種類	数	面　積	一人あたりの面積
食堂	5室	９０.０㎡	２.２５㎡
機能訓練室	1室	47.2㎡	
一般浴室	2室	４2.6㎡×2	
機械浴室	特殊浴槽3台	４2.6㎡×3	
医務室	１室	２9.7㎡	

６．従業員体制（主たる従業員）

介護保険法による従業員の配置基準に基づき以下の従業員を配置しております。

（特別養護老人ホーム入所定員180名，併設短期入所生活介護及び併設介護予防短期入所生活介護利用定員20名の基準。尚、従業員数については常勤換算法に基づいた人数となります。）

従業者の職種	指定基準	実配置人員数	職務内容
施設管理者(併設事業所と兼務)	1	1	本施設の運営管理全般の管理監督
事務員	1	5	お客さまの財産管理及び庶務・経理・その他
医師	1	1.1	お客さまの医療及び保健指導
生活相談員	2	2	お客さまの処遇上の諸施策の推進、ケースワーク及びこれらの為の業務調整
介護支援専門員	2	2	お客さまの施設サービス計画（ケアプラン）の作成及び調整
介護従業員	６２	65.4	お客さまの介護、日常生活の指導訓練等の業務の介助
看護従業員	5	8.8	医師の指示によるお客さまの保健指導及び診療補助ならびに介護の業務
機能訓練指導員	1	2	日常生活を営む為に必要な身体的機能の維持向上及び機能低下の予防
管理栄養士	1	2	お客さまの栄養ケアマネジメント計画の作成と調整、口腔機能に関する調整、その他食生活全般にわたる指導等の業務
調理員等	―	―	給食業者へ委託

７．従業員の勤務体制

主たる勤務体制は原則以下のとおりとなります。

（施設入所サービス事業と一体の従業員配置となります。）

職　　種		主たる勤務体制
施設長・介護支援専門員 生活相談員・栄養士・事務員		９：30～１８：００の勤務時間となります。
看護従業員・機能訓練指導員		８：００～１９：００の間で交代制勤務となります。
介護従業員	日勤帯	７：３０～２０：３０の間で交代制勤務となります。 日勤帯勤務従業員数は平均約5～6名となります。 （常勤換算法にて算出）
	夜勤帯	①　１７：３０～翌日１０：３０ ②　１６：３０～翌日９：３０ 上記の勤務時間にて合計10名の勤務となります。

８．営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用を希望される期間の初日２ヶ月前より受け付けております。

９．サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

(1) 介護保険給付によるサービス

サービス種別	内　　容
施設サービス計画の作成	お客さまの意向や 心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じたサービス内容を定めた短期入所生活介護サービス計画又は介護予防短期入所生活介護サービス計画を作成しサービス提供を行います。
食　　事	食事時間 朝　食　　８時～　９時３０分まで 昼　食　１２時～１３時３０分まで 夕　食　１８時～１９時３０分まで 食事場所　できるだけ離床して食堂でお食べください。献立表は、食堂に掲示します。 食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。
排　　泄	お客さまの状況にあわせた自立排せつを目指すことを基本とし、清潔を保ちます。
入浴・清拭	入浴回数　週２回 健康状態により入浴が困難な方は、タオル等で清拭するなど別の方法で対応します。
離床	寝たきり防止のため、毎日の離床のお手伝いをします。
着替え	毎朝夕や必要時に着替えのお手伝いをします。
整容	整容のお手伝いをします。
シーツ交換	シーツ交換は週１回行います。
寝具の消毒	寝具の消毒は、寝具の取り替え時に行います。
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。
機能訓練	機能訓練指導員等により、機能訓練をお客さまの状況にあわせて行います。
健康管理	併設の診療所の医師により、健康管理に努めます。 外部の医療機関に受診する場合はご家族様へ協力をお願いすることもございます。
娯楽等	当施設では、次のような娯楽設備を整えております。 TANOシステム、テレビ（ソーシャルメディア等）、新聞、雑誌等
介護相談	お客さまとその家族からのご相談に応じます。

（２）利用料

介護保険及び関係法令に基づき以下の①と②と③の合計が利用料となります。

●介護保険サービス

①介護老人福祉施設利用に伴うお客さま負担（別紙料金表をご参照ください。）

⇒短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス

●介護保険給付外サービス

②居住にかかる費用・食事の提供にかかる費用

サービスの種別	内　　容	自己負担額
居住費（居住にかかる費用）	多床室（水道光熱費及び室料相当） 個室　（水道光熱費及び室料相当）	別紙料金表のとおり。
食費（食事の提供にかかる費用）	食材料費、調理費、水道光熱費、器具備品保全費および減価償却費、ごみ処理費用等にて算出	別紙料金表のとおり。

③その他のサービス

サービスの種別	内　　容	自己負担額
電気代	個人のテレビ等の電化製品を居室で使用する場合	50円/１日（税込）
行事・アクティビティーサービス等	当施設では、レクリエーション行事、クラブ活動等を用意しております。参加されるか否かは任意です。	無料です。 ※行事の交通費やアクティビティー活動の材料代等実費をご負担していただく場合があります。
日常生活品の購入代行	お客さま個人の希望される日用品の購入の代行をさせていただきます。	代金をご負担頂きます。 ご利用料金と共に請求させて頂きます。

※医療について。

当施設内併設の診療所医師による健康管理や療養指導につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。

・利用料金の変更について

＊介護保険サービス費用以外の利用料については経済状況の著しい、変化その他のやむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合1月前までに変更の内容と変更する事由について説明を行い、同意を得るものとします。

１０．利用料のお支払い方法

前頁から当頁の利用料は１カ月ごとに計算し、翌月10日前後にご請求しますので、以下の方法に従いその月の末日までにお支払いください。

ただし、「りそな決済サービス」をご利用する場合に限り、以下の手数料が発生します。

① 口座確認料（引落口座を指定したときの申請手数料）　　５５円

② 引落手数料　　１６５円

なお手数料は金融機関の都合により変更されることがあります。

お支払方法	入金先	領収書の交付
自動引落 （※原則）	金融機関口座からの自動引落 ご利用できる金融機関:　①関西みらい銀行 ②りそな銀行 引落日　①関西みらい銀行　翌月１６日 ②りそな決済サービス　翌月２２日 ＊引落日が土・日・祝の場合は翌営業日	引落確認後に 交付
銀行振込	下記預金口座への振込 銀行名：関西みらい銀行　支店名：喜連支店 預金種目：普通預金 口座番号：NO.０３８５６６３ 口座名義：社会福祉法人　永寿福祉会 理事長　村田　聡	入金確認後に 交付

１１．キャンセル料

キャンセル日	利用開始日８日前までに申し出のある場合	無料
	利用開始日の８日までに申し出がない場合	１，７６０×日数

１２．非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、夜間想定を含め定期的に避難、救出その他必要な訓練を年２回行うものとする。

１３．身体拘束等適正化への取り組み

施設は、介護老人保健施設サービスを提供するに当たっては、当該お客さま又は他のお客さま等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他お客さまの行動を制限する行為を行いません。ただし、当該お客さま又は他のお客さま等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う場合があります。

２　施設は、前項の緊急やむを得ない場合に身体抑制を行う場合には、次の手続きにより行います。

（１）　身体拘束等適正化に向けた委員会を設置します。

（２）　「身体抑制に関する説明書・経過観察記録」に身体抑制にかかる態様及び時間、その際のお客さまの心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。

（３）　お客さま又はご家族に説明し、その他の方法がなかったかを検討します。

３　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とします。

（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を３ヵ月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業員その他の従業者に周知徹底を図るものとします。その責任者は施設長とします。

（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
（３）　介護従業員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

１４．高齢者虐待防止について

当施設は、お客さまの虐待防止及び権利利益の擁護のための指針を設け、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施するなど、次に揚げる必要な措置を講じています。

① 当施設は、お客さまが成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
② 当該施設従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるお客さまを発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
③ 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
④ 虐待を防止するため、従業員に対し、年２回以上の定期的な研修を実施します。
⑤ 当施設は次の通り虐待防止責任者を定めます。

虐待防止責任者　　施設長　鹿島　基晴

１５．事故防止活動及び事故発生時の対応

当施設では事故の再発防止の委員会を設置し、事故原因への対策の実施や転倒等の事故につながらない介護方法を検討し、再発防止に取り組んでいます。

また、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供において事故等によってお客さまの方が怪我等を負った場合の対応については以下の順序にての対応を原則とし実施します。但し、お客さまの方の安全を最優先いたしますので実施内容・実施順が変更される場合もあります

① 事故の発生、緊急・怪我の対応
事故発生時のお客さまの安全を最優先し、事故や緊急事態の状況確認と怪我等の対応を医師・看護従業員・介護従業員等で実施いたします。
② ご家族様への連絡
事故発生後すみやかに、事故の内容・ご本人の状態・医療機関等への受診等をご説明いたします。
③ 医療機関受診・治療
ご本人の状態に応じて医療機関受診等をいたします。
④ お客さまの保険者（市町村）へ事故の状況報告を行います。
⑤ 事故原因の究明と対応の実施
事故の原因等を究明し、再発防止等の改善を行います。

安全対策担当者：施設長　鹿島　基晴

損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

１６．介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

サービスの利用に当たって、以下の行為は禁止とします。

（１）　従業員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
（２）　従業員の対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
（３）　従業員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
（４）　妥当性を欠く内容の要求を行うこと
（５）　要求を実現するための手段様態が社会通念上不相応な言動

１７．苦情解決の対応

（１）苦情解決の流れ

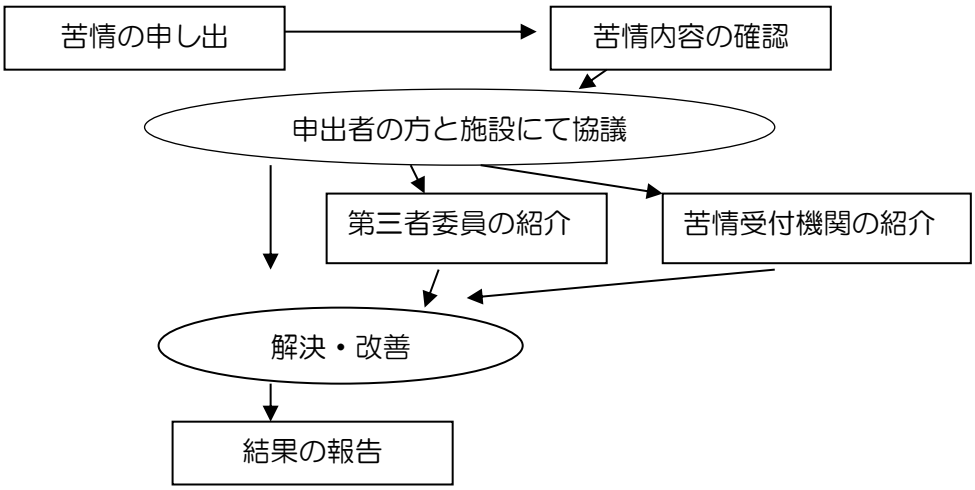

（２）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

〇苦情受付窓口（担当者）

苦情受付担当者　　係　　長　北野　史也　福元　栄津子　花﨑　大輔

苦情解決責任者　　施 設 長　鹿島　基晴

〇受付時間　　９：３０～１８：００

○電話番号　　０６－６７６０－５０７０

○ＦＡＸ　　０６－６７６０－５０７３

（３）第三者委員

本事業所では、以下の方を第三者委員に選任し、お客さまの立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。お客さまは、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員一覧＞

名　　前	連　絡　先
西田　昌司（税理士）	０７５－６６１－６３００
中島　公司（大阪市権利擁護専門相談員・司法書士）	０８０－１４５３－７１７２

（４）行政機関その他苦情受付機関

〇事業所所在地の市町村窓口 大阪市平野区保健福祉 介護保険係	所 在 地　大阪市平野区背戸口３丁目８番 19 号 電話番号　０６-４３０２-９８５９ ＦＡＸ．０６-４３０２-９９４３ 受付時間　午前９時～午後５時３０分 （土・日・祝日・年末年始（12 月 29 日から１月３日）を除く）
〇あなたがお住まいの市町村窓口	所 在 地 電話番号　　ＦＡＸ．
〇事業所の指定権限者 大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課 指定・指導グループ	所 在 地　大阪市中央区船場中央３丁目１番 7-331 号 電話番号　０６－６２４１－６３１７ ＦＡＸ．06-6241-6608 受付時間　午前９時から午後５時 30 分まで （土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年１月３日までは除く）
〇その他の相談窓口 大阪市社会福祉協議会 大阪介護サービス相談センター	所 在 地　大阪市天王寺区東高津町 12 番 10 号 大阪市立社会福祉センター３０８ 電話番号　０６-６７６６-３８００　ＦＡＸ．０６-６７６６-３８２２ 受付時間　午前９時～午後５時 （土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年１月３日までは除く）

○その他の相談窓口 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険課	所 在 地　大阪市中央区常盤町１－３－８（中央大通りＦＮﾋﾞﾙ内） 電話番号　06-6949-5247　ＦＡＸ．06-6949-5417 受付時間　午前９時～午後５時 （土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年１月３日までは除く）

１８．感染症対策について

当施設において感染症の発生及び蔓延防止のために、次に揚げる措置を講じます。

① 施設に従事する従業員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

② 施設の整備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

③ 施設における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね３ヵ月に１回以上開催するとともに、その結果については従業員に周知徹底しています。

④ 施設における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

⑤ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び感染症が発生した場合を想定した訓練を定期的に実施します。

※また施設内感染症が発生、もしくは同居されている方への発症が確認される場合には都度状況の報告と確認をさせていただくことがあります。

１９．重度者への対応

当施設では重度の方への対応として常勤の看護従業員を１名以上の配置し看護の責任者を定めております。又協力病院等との連携により２４時間の連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行う体制を整えております。

○責任者　看護主任：水谷　陽子

20．看取り介護について

看取り介護については『看取り介護に関する指針』に基づいて以下の対応を原則とします。

（1）　利用開始時に看取り介護の基本理念を説明し、本人又は家族に対し生前の意志を確認いたします。

（2）　看取り介護においては、医師による診断（医学的に回復の見込みのないと判断した時に積極的に治療をしない状態又は生物学的に老衰状態にあると判断される場合）がされた時を看取り介護の開始とします。

（3）　看取り介護の開始にあたり、本人又は家族に対して医師からの状況報告を基に十分なインフォームドコンセントを行い、ご本人またはご家族と契約を行います。

（4）　看取り介護においてはそのケアに携わる介護支援専門員、生活相談員、看護従業員、栄養士、介護員従業員等従事するものが共同し、看取り介護に関する計画を作成し、随時（週１回以上）本人家族への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行います。

21.褥瘡防止について

当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

○褥瘡予防対策担当者　看護主任：水谷　陽子

22.地域等との協力・連携について

社会参加活動や地域住民の方々との交流を促進する観点から、事業の運営にあたって地域住民やボランティア団体等との連携や協力を行い、地域との交流を図ります。

特に災害時での対応においては地域の方々との連携が不可欠であることを踏まえ、避難訓練や防災訓練などの実施に当たって、地域の方々の参加を促し、有事の際に協力を得られるよう連携に努めていきます。

23.業務継続に向けた取り組みについて

① 感染症や非常災害の発生時において、お客さまに対する本施設でのサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

② 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。（それぞれ年2回以上）

③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

24．協力医療機関

お客さまの主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。		
協力医療機関	医療機関の名称	社会医療法人医真会グループ　医真会八尾総合病院
	院長名	院長　鶴園　卓也
	所在地	大阪市大阪府八尾市沼1丁目41番地
	電話番号	０７２－９４８－２５００
	診療科	内科、神経内科、循環器内科、消化器内科、外科、整形外科 脳神経外科、心臓血管外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科 眼科、歯科・口腔外科、リハビリテーション科、放射線科 麻酔科、総合診療科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
	契約の概要	利用お客さまに病状の急変が生じた場合またはその他必要な場合には連携を図り、迅速かつ適切な対応を取るものとする。

協力医療機関	医療機関の名称	医療法人橘会　東住吉森本病院
	院長名	院長　寺柿　政和
	所在地	大阪市東住吉区鷹合３丁目２番６６号
	電話番号	０６－６６０６－００１０
	診療科	消化器内科、外科、消化器外科、整形外科、リウマチ科、脳神経外科、神経内科、形成外科、循環器内科、心臓血管外科、救急・総合診療科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
	契約の概要	利用お客さまに病状の急変が生じた場合またはその他必要な場合には連携を図り、迅速かつ適切な対応を取るものとする。

協力医療機関	医療機関の名称	医療法人寺西報恩会　長吉総合病院
	院長名	院長　大谷　健二郎
	所在地	大阪市平野区長吉長原１丁目２番３４号
	電話番号	０６－６７０９－０３０１
	診療科	内科、外科、整形外科、小児科、耳鼻科、眼科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、リハビリテーション科
	入院設備	有り
	救急指定の有無	有り
	契約の概要	利用お客さまに病状の急変が生じた場合またはその他必要な場合には連携を図り、迅速かつ適切な対応を取るものとする。

25. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人　福森歯科クリニック
院長名	福森　暁
所在地	大阪市福島区鷲洲１－７－３９　ハイグレードマンション１Ｆ
電話番号	０１２０－６９０－１２９
医療機関の名称	医療法人　岸川歯科
院長名	岸川　裕
所在地	堺市堺区一条通１７－１８
電話番号	０７２－２２１－０５０６

※福森歯科においては自宅の訪問診療ができないため、自宅への往診を希望されるお客さまは在宅診療をされておられる歯科へ相談していただいております。

26. 食事サービスの体制

（１）管理栄養士による栄養管理

当施設では管理栄養士を配置し、お客さまの身体状況や病状に応じた食事の提供を実施しています。

（２）療養食の提供（療養食加算）

お客さまの病状等あわせ、医師の指示に基づいて療養食（厚生労働大臣の定めたもの）を提供いたします。その際は主治医より食事箋の作成が必要となります。

27. 口腔衛生管理の体制

当施設は、短期入所生活介護利用お客さまの口腔衛生の管理体制を整備し、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による施設従業員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導の実施等により、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を実施します。

28. 個人情報保護について

当法人において取得したお客さまの個人情報については、適性かつ円滑なサービス提供を行いお客さまの生活の継続を目的とし使用します。内部での使用についてはサービスの質の向上及び事故等やサービス提供従業員間の連携・介護サービス事業所等で行われる実習への協力等で使用します。また、外部への個人情報の提供に関しては受診調整および入院の円滑な調整を図るための連携や照会への回答・家族等への心身の状況説明及び預かり金の状況報告・施設便り、広報誌及び誕生者の紹介等の掲示物において、お名前・年齢等個人特定できる記載内容の報告等があたります。また、お客さまの個人情報に関しては担当者を決め当法人の個人情報保護規定に基づいて管理しております。詳しくは従業員へお問い合わせください。

29. 情報公開について

当法人の事業計画書・経営状況の資料をお客さまへ公開しております。下記のホームページまたは施設で閲覧ができますので従業員へお申し出ください。

ホームページ　https://.eijyu.or.jp/

30．当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（概ね午前9時から午後６時）を遵守し、必ず面会者名簿に記入の上従業員に届出てください。 感染症発生状況により、面会を中止させて頂くことがあります。
食物等の持込	生もの等の持込に関しては食中毒防止の観点から原則禁止とします。 また、お客さまの状態により喉詰め等の事故防止のため、食品や飲料水の持込に関しては必ず従業員へご確認下さいますとともに、他のお客さまへのお裾分けについては禁止といたします。
外出	外出の際には必ず、外出届を事前に提出し許可を得て下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく事がございます。
喫煙	敷地内全面禁煙となっております。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	「持ち物チェックリスト」に基づき管理します。
現金等の管理	申し出により事務所で、銀行預金口座扱いで管理します。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

31．通常の送迎実施地域

通常の送迎実施地域は、大阪市平野区、大阪市東住吉区、八尾市、松原市、堺市とします。

32. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日　　令和　　年　　月　　日

当事業者は、お客さまに対する介護福祉施設サービスの提供開始に当たり

お　客　さ　ま＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 様に

代　理　人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様に

対して、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者

所在地　　大阪市平野区喜連２－２－４０

法人名　　社会福祉法人　永寿福祉会

代表者名　　理　事　長　　村田　聡

事業所名　　永寿特別養護老人ホーム

管理者名　　施　設　長　　鹿島　基晴

説明者氏名　　生活相談員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

お客さま

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

代理人

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（本人が記載できない事由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

別表

料　金　表（令和７年６月25日現在）

Ⅰ　介護保険のサービス　（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護）

（１）　介護保険サービス費用　（※今後発出される介護報酬改定Q&Aにより変更可能性あり※）

※介護保険及び関係法令に基づくお客さま負担金（非課税）

基本サービス（１日）						
要介護度	1割負担の場合		2割負担の場合		3割負担の場合	
	個室又は多床室	61日以上利用（予防は31日）	個室又は多床室	61日以上利用（予防は31日）	個室又は多床室	61日以上利用（予防は31日）
要支援１	491円	481円	982円	962円	1,472円	1,443円
要支援２	611円	597円	1,221円	1,193円	1,831円	1,789円
要介護１	656円	624円	1,312円	1,247円	1,968円	1,871円
要介護２	732円	699円	1,463円	1,397円	2,194円	2,096円
要介護３	811円	778円	1,621円	1,556円	2,432円	2,334円
要介護４	887円	854円	1,774円	1,708円	2,661円	2,562円
要介護５	962円	930円	1,924円	1,859円	2,886円	2,788円

基本的な加算（１日）			
加算	1割負担	2割負担	3割負担
夜勤職員配置加算Ⅰ	15円	29円	43円
看護体制加算Ⅰ	5円	9円	13円
看護体制加算Ⅱ	9円	18円	27円
機能訓練体制加算	13円	26円	39円
サービス提供体制加算（Ⅱ）	20円	39円	59円

基本的な加算（１月）			
加算	1割負担	2割負担	3割負担
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	109円	218円	327円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11円	22円	33円

お客さまの状況による加算（１月）			
加算	1割負担	2割負担	3割負担
口腔連携強化加算	55円	109円	164円

お客さまの状況による加算（１日）			
加算	1割負担	2割負担	3割負担
療養食加算（一日３食）	9円	18円	27円
緊急短期入所受入加算	98円	196円	294円
看取り連携体制加算（死亡日及び死亡日以前30日以内）	70円	140円	209円
送迎加算（片道あたり）	201円	401円	601円
長期利用者提供減算	-33円	-66円	-98円

●処遇改善加算	おおむね一か月の介護保険利用料金の合計に１４％をかけた金額
⇒令和６年６月改定	

※基本サービス（１日）＋基本的な加算（１日）＋基本的な加算（１月）＋
お客さまの状況による加算（１日）＋お客さまの状況による加算（１月）＋
上記の処遇改善加算等の金額を加えた合計額が１月のご利用料金となります。

※介護保険のサービス費用に変更があった場合は変更後の金額になります。また、利用料金の計算上実際の請求額と異なる場合があります。（端数計算の為）

※ご契約者が要介護認定を受けていない場合等には一旦全額をお支払いただきます。
要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

（２） 居住費（居住に要する費用）（非課税）

個室利用に伴う居住費　　１,９５０円／１日

多床室利用に伴う居住費　　９７０円／１日

各所得段階の負担額の例（１日あたり）　令和６年８月１日より

	個室利用の場合	多床室利用の場合
第１段階の方	３８０円	０円
第２段階の方	４８０円	４３０円
第３段階の方	８８０円	４３０円
第４段階の方	１，９５０円	９７０円

（３） 食事代（食事提供に要する費用）　（非課税）

朝食代　４９０円／１食　　昼食代　５９０円／１食　　夕食代　５９０円／１食

各所得段階の負担額の例（１日あたり）　令和３年８月１日より

第１段階の方	３００円	第２段階の方	６００円
第３段階の方―①	１，０００円	第３段階の方―②	１，３００円
第４段階の方	１，６７０円		

＊　１　食事の提供に要する費用及び居住に要する費用について、介護保険法施行規則第８３条の６又は同規則第９７の４の規定により、介護保険負担限度額認定証または、介護保険特定限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とします。なお、居住に要する費用について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第２１号）により従来型個室のお客さまが多床室に係る当概費用の額を算定する場合は、多床室の費用の額の支払を受けることになります。

Ⅱ　Ⅰ以外のサービス

（１） 電気代（お客さまがテレビ等の個人の電化製品を居室で使用する場合）　５０円／１日３点まで(税込)

（２） その他生活上必要となる費用

・理髪、美容費の実費（非課税）